

大船駅西口交通広場への自動販売機の設置・屋外広告物の掲出等ガイドライン

大船駅西口交通広場は、地下に駐輪場、1階にはバスバースを配置し、2階にペデストリアンデッキからの連絡通路を備えた立体型の公共施設であり、大船駅の交通拠点の1つとなっている。

この大船駅西口交通広場において、収益確保を目的とした自動販売機の設置、屋外・屋内広告物の掲出及び施設付属物の設置等について、次のとおり、ガイドラインを定める。

1 適用区域

大船駅西口交通広場（鎌倉市大船駅西口交通広場条例適用範囲内）

※ 別紙資料1「適用区域図」参照

2 基本的事項

- (1) 適用範囲内の公共施設の機能、目的に支障を及ぼさないこと。
- (2) 大船駅周辺拠点の景観については鎌倉市景観計画（※）に配慮すること。

※ なお詳細については、別紙資料2「鎌倉市景観計画」参照

3 自動販売機の設置

- (1) 自動販売機の設置については、『風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン』（清涼飲料自販機協議会）に適合すること。
- (2) なお、色彩については「（社）日本塗料工業会 2009 年 E 版塗料用標準色 E 25-75 C」とすること。

4 屋外・屋内広告物の掲出及びモニター広告の設置

- (1) 鎌倉市広告掲載要綱及び基準に適合すること。
- (2) 屋外・屋内広告物のデザインについては、鎌倉市景観計画（屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項）に準拠すること。
 - * 区域内に納め、複数の広告物は集約化すること。
 - * 周辺のまち並みと不調和な規模とならないよう配慮すること。
 - * 周辺の山並みへの眺望に配慮し、極力低層部に設置すること。
 - * 大船観音、柏尾川等の景観形成上重要な資源や施設の隣接地にあっては、当該資源や施設が醸し出す地域特性を損ねないよう、掲出位置に配慮すること。
 - * 色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとすること。
 - * 基調色は彩度 6 以下とする等、控えめな色彩を用いるとともに、3 色程度にとどめること。